

改正前	改正後
足立区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年足立区条例第38号。以下「条例」という。）第50条第2項並びに足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成12年足立区規則第51号。以下「規則」という。）第21条及び第30条第3項の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置等について、基本的な事項を定めることを目的とする。 (廃棄物保管施設の設置及び構造の基準) 第2条 規則第30条第3項第1号に規定する<u>廃棄物保管施設の設置及び構造の基準</u>は、次に掲げるとおりとする。 (1) 設置の基準 ア 他の用途と兼用でないこと。 イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。 ウ 建築物1棟につき、1か所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。 エ 家庭廃棄物と事業系廃棄物の区分を明確にすること。 オ 廃棄物の搬入、排出、保管設備への投入及び施設内の清掃<u>若しくは</u>点検等に必要な作業場所を確保すること。 カ 引火性、<u>爆発性</u>の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。 キ 保管施設は、有効面積（内のり面積）を確保すること。 (2) 構造の基準 ア 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて床をコンクリート張り等にする。また、排水口等の排水設備から下水	足立区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年足立区条例第38号。以下「条例」という。）第50条第2項並びに足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成12年足立区規則第51号。以下「規則」という。）第21条及び第30条第3項の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置等について、基本的な事項を定めることを目的とする。 (廃棄物保管施設の設置及び構造の基準) 第2条 規則第30条第3項第1号に規定する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 設置の基準 <u>次のとおりとする。</u> ア 他の用途と兼用でないこと。 イ 廃棄物の種類、排出量、保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。 ウ 建築物1棟につき、1か所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。 エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物の区分を明確にすること。 オ 廃棄物の搬入、排出、保管設備への投入及び施設内の清掃<u>又は</u>点検等に必要な作業場所を確保すること。 カ 引火性<u>又は</u>爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。 キ 保管施設は、有効面積（内のり面積）を確保すること。 (2) 構造の基準 <u>次のとおりとする。</u> ア 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて床をコンクリート張り等にする。

改正前	改正後
<u>道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。</u> イ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、出入口（扉）及び囲い（壁）等を設けること。<u>かつ、屋外に設置する場合は</u>、雨水の流入を防ぐため、屋根を設けること。 ウ 出入口は、使用する保管設備を安全に搬入、搬出できる幅及び高さを確保し、密閉できる構造とするほか、次のとおりとすること。 （ア） 容器を保管設備とする場合は、幅 90 センチメートル以上、高さ 2 メートル以上を確保すること。 （イ） 特殊架装車両専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）を保管設備とする場合は、幅 1 メートル 80 センチメートル以上、高さ 2 メートル以上とし、かつ、使用する反転コンテナを安全に搬入、搬出できる幅及び高さを確保すること。<u>また、反転コンテナの搬出路に段差や傾斜がないこと。</u> （ウ） 収集運搬車両が廃棄物保管施設に進入する場合は、保管設備にかかわらず当該車両が安全に走行できる幅及び高さを確保すること。 エ 耐久性がある構造であること。 （3） 廃棄物保管施設の付帯設備基準 ア 換気及び採光のための機器を設置すること。 イ 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。 ウ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。 エ 棚を設置する場合は上下 2 段とし、棚の高さは 80 センチメートルから 100 センチメートル以下とすること。 <u>（廃棄物保管設備の基準）</u> <u>第 3 条 規則第 30 条第 3 項第 2 号に規定する廃棄物保管設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>（1） 容器の場合は規則第 16 条第 1 項に規定する基準に適合するもの</u>	<u>イ 排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。</u> <u>ウ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、出入口（扉）及び囲い（壁）等を設けること。この場合において、屋外に設置するときは</u>、雨水の流入を防ぐため、屋根を設けること。 エ 出入口は、使用する保管設備を安全に搬入し、及び搬出できる幅及び高さを確保し、密閉できる構造とするほか、次のとおりとすること。 （ア） 容器を保管設備とする場合は、幅 90 センチメートル以上、高さ 2 メートル以上を確保すること。 （イ） 特殊架装車両専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）を保管設備とする場合は、幅 1 メートル 80 センチメートル以上、高さ 2 メートル以上とし、かつ、使用する反転コンテナを安全に搬入し、及び搬出できる幅及び高さを確保すること。<u>この場合において、反転コンテナの搬出路に段差や傾斜がないこと。</u> （ウ） 収集運搬車両が廃棄物保管施設に進入する場合は、保管設備にかかわらず当該車両が安全に走行できる幅及び高さを確保すること。 <u>オ 耐久性がある構造であること。</u> （3） 廃棄物保管施設の付帯設備基準 <u>次のとおりとする。</u> ア 換気、<u>吸気</u>及び採光のための機器を設置すること。 イ 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。 ウ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。 エ 棚を設置する場合は上下 2 段とし、棚の高さは 80 センチメートル以上 100 センチメートル以下とすること。 <u>（4） 廃棄物保管設備の基準 次のとおりとする。</u> <u>ア 容器の場合は、規則第 16 条第 1 項に規定する基準に適合するものであること。ただし、廃棄物保管施設に棚を設ける場合の容量は、60 リットル以下とする。</u>

改正前	改正後
であること。ただし廃棄物保管施設に棚を設ける場合の容量は、60リットル以下とすること。	イ 反転コンテナの場合は、別表第1の基準に適合するものであること。 ウ その他の設備の場合は、次のとおりとする。
(2) 反転コンテナの場合は、別表1の基準に適合するものであること。	(ア) 容量は廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分
(3) その他の設備の場合	収納できるものであること。
ア 容量は廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。	(イ) 取扱いが安全かつ容易にできるものであること。 (ウ) 収集運搬車両への積み込み方法及び能力に対応していること。
イ 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。	(エ) 事前に区と十分協議し認められたものに限ること。
ウ 収集運搬車両への積み込み方法、能力に対応していること。	
エ 事前に区と十分協議し認められたものに限ること。	
(足立区の収集運搬業務の提供を受ける場合の廃棄物保管設備の選定基準)	(足立区の収集運搬業務の提供を受ける場合の廃棄物保管設備の選定基準)
第4条 足立区の収集運搬業務（以下「区収」という）の提供を受ける場合の廃棄物保管設備の選定基準は、次に掲げるとおりとする。	第3条 足立区の収集運搬業務（以下「区収集」という。）の提供を受ける場合の廃棄物保管設備の選定基準は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 燃やすごみ、燃やさないごみ保管設備は住宅戸数により選定すること。	(1) 燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチック 次のとおりとする。
ア 住宅が100戸未満の場合、燃やすごみは容器又は反転コンテナ、燃やさないごみは容器とすること。	ア 住戸数が100戸未満の場合、燃やすごみにあつては容器又は反転コンテナを、燃やさないごみ及びプラスチックにあつては容器を廃棄物保管設備として選定すること。
イ 住宅が100戸以上の場合、燃やすごみは反転コンテナ、燃やさないごみは容器とすること。ただし、やむを得ない事情により反転コンテナを使用できない場合は区と十分協議をし、代替策を講じること。	イ 住戸数が100戸以上の場合、燃やすごみにあつては反転コンテナを、燃やさないごみ及びプラスチックにあつては容器を廃棄物保管設備として選定すること。ただし、やむを得ない事情により反転コンテナを使用できない場合は、足立区と協議をし、代替策を講じることができる。
(2) 資源のうち、びん、缶、ペットボトル保管設備は足立区から貸与されるものを選定すること。	(2) 資源のうち、びん、缶及びペットボトル 足立区が貸与する廃棄物保管設備を選定すること。
(区収の提供を受けない場合の廃棄物保管設備の選定基準)	(区収集の提供を受けない場合の廃棄物保管設備の選定基準)
第5条 区収の提供を受けない場合の廃棄物保管設備の選定基準は、第3条の各号によること。	第4条 区収集の提供を受けない場合の廃棄物保管設備の選定基準は、第2条に定めるところによる。

改正前	改正後
(廃棄物保管施設の面積基準) 第6条 廃棄物保管施設の面積は、別に定める「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届作成手引（以下「手引き」という。）」の容器数算定の考え方及び段置きの考え方に基づき算出するものとする。ただし、区収の提供を受けない場合で過去のデータがある場合は、区長の下承を得たうえで、そのデータを用いて算出することができる。また、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「立地法」という。）の適用を受ける施設については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）」により算出する。	(廃棄物保管施設の面積基準等) 第5条 廃棄物保管施設において、前2条により選定した廃棄物保管設備の必要個数は、別表第2に定める基準を基に、各廃棄物について、次の数式により算出する（ただし、小数第2位を四捨五入する。）。ただし、区収の提供を受けない場合で過去のデータがあるときは、区長の下承を得た上で、そのデータを用いて算出することができる。 <u>住宅部分の人員数又は当該建築物の床面積×1日当たりの排出基準×排出される廃棄物の割合×収集間隔÷重量</u>
2 粗大ごみを除く廃棄物の排出量は、別表2の基準を用いて算出するものとする。ただし、区収の提供を受けない場合で過去のデータがある場合は、区長の下承を得たうえで、そのデータを用いて算定することができる。 3 住宅部分の人員数は、原則として、別表3の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定することができる。 4 廃棄物の割合は、次のとおりとする。 (1) 家庭廃棄物の場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ、古紙、びん、缶、ペットボトルの割合を次のとおり定める。 <u>78.9 : 2.5 : 8.6 : 2.6 : 1.4 : 6.0</u> (2) 事業系廃棄物の場合は、燃やすごみ（主に事業系一般廃棄物）、燃やさないごみ（主に産業廃棄物）の割合を定めるものとし、区長の下承を得た上で過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、3対1とする。 5 粗大ごみを除く廃棄物の体積を重量に換算する場合は、1立方メートル	備 考 1 この場合において、区収の提供を受けない住宅以外の施設で施設から排出される廃棄物の割合に係る過去のデータがないときは、事業系一般廃棄物を0.75、産業廃棄物を0.25とする。 2 別表第1に規定する反転コンテナを使用する場合の重量は、175キログラムとする。 2 前項の式に規定する住宅部分の人員数は、原則として、別表第2の「2部屋面積別人数」に定めるところにより算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定することができる。 3 廃棄物保管施設の面積は、第1項により算出した廃棄物保管設備の個数及び別表第3に定める基準を基に、次の数式により算出する。 <u>廃棄物保管設備の個数×容器1個当たりの必要面積</u> 4 廃棄物保管施設において廃棄物保管設備を段置きする場合にあっては、前項の数式のほか、別表第4に定める基準を基に廃棄物保管施設の面積を算出する。 5 別表第3に掲げる容器以外を使用する場合で、燃やすごみ及び燃やさない

改正前	改正後
<u>を250キログラムとする。</u> (感染性廃棄物保管場所等の基準) 第7条 感染性廃棄物保管場所等は、国が定めた「<u>廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル</u>」(平成24年5月10日、環廃産発第120510001号)に適合するものであることとする。 (維持管理等) 第8条 廃棄物保管場所及び感染性廃棄物保管場所(以下本条において「保管場所」という。)の維持管理等については、次に掲げる事項に留意し行うこととする。 (1) 大規模建築物の所有者(以下「所有者」という。)は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行う<u>こと</u>。 (2) 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のための設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。 (持出場所の設置基準) 第9条 規則21条第1項第6号に規定する持出場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>廃棄物持出場所</u> ア 建築物の敷地内であって、収集運搬車両が水平に停車でき、積み込み時に車両との間に障害物がない場所に設置すること。 イ 道路に面した場所に設置する場合は、収集運搬車両が通行可能な公	<u>いごみの容器の体積を重量に換算するときは、1リットルを0.25キログラムとし、容器1個当たりの必要面積を算出するときは、使用する容器をもとに算定する。</u> 6 前項までの規定にかかわらず、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「立地法」という。)の適用を受ける施設については、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)により廃棄物保管施設の面積を算出する。 (感染性廃棄物保管場所等の基準) 第6条 感染性廃棄物の保管場所等<u>については</u>、国が定めた「<u>廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル</u>」<u>環境省環境再生資源循環局</u>」に適合するものでなければならない。 (維持管理等) 第7条 廃棄物保管場所及び感染性廃棄物の保管場所(以下この条において「保管場所」という。)の維持管理等については、次に掲げる事項に留意し行うこととする。 (1) 大規模建築物の所有者(以下「所有者」という。)は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは、<u>利用者に協力を求め、指導を行うものとする。</u> (2) 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のための設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。 (持出場所の設置基準) 第8条 <u>条例第50条第2項の規則で定める基準として、規則第30条第3項に規定するもののうち、規則第21条第6号に規定する持出場所の設置基準は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>粗大ごみを除く廃棄物</u> 次のとおりとする。 ア 建築物の敷地内であって、収集運搬車両が水平に停車でき、積み込み時に車両との間に障害物がない場所に設置すること。 イ 道路に面した場所に設置する場合は、収集運搬車両が通行可能な公

改正前	改正後
道に面した場所とする。<u>また</u>、駐停車禁止区域の前面に設置することはできない。 ウ 収集運搬車両が敷地内に進入する場合は、幅員4メートル以上、高さ3メートル以上の通路及び車両の転回場所を確保すること。ただし、保管設備を反転コンテナとする場合は、幅員6メートル以上、高さ3.2メートル以上の通路及び車両停車位置の後方に面して幅3メートル、長さ2メートル以上の反転コンテナ脱着場所を確保すること。 エ 原則として建築物1棟につき、1か所設けること。 オ 第6条第1項により算出した「燃やすごみ」の容器を全て並べられる面積を確保すること。 カ 袋で廃棄物を持ち出す場合は、住宅戸数に0.1平方メートルを乗じて得た面積以上の面積を確保すること。 (2) 粗大ごみ持出場所 ア 規則第30条第1項第2号又は同第3に該当する建築物にあっては、前号アからエを準用するほか、次に掲げるとおりとする。 イ 1か所について3平方メートル以上の面積を確保すること。 (設置届の提出)	道に面した場所とする。ただし、駐停車禁止区域の前面に設置することはできない。 ウ 収集運搬車両が敷地内に進入する場合は、<u>当該敷地が収集運搬車両の重量に耐えられる仕様とし、かつ</u>、幅員4メートル以上、高さ3メートル以上の通路及び車両の転回場所を確保すること。ただし、保管設備を反転コンテナとする場合は、幅員6メートル以上、高さ3.2メートル以上の通路及び車両停車位置の後方に面して幅3メートル、長さ2メートル以上の反転コンテナ脱着場所を確保すること。 エ 原則として建築物1棟につき、1か所設けること。 オ 第5条第1項の規定により算出した「燃やすごみ」の容器数を全て並べられる面積を確保すること。 カ 袋で廃棄物を持ち出す場合は、住宅戸数に0.1平方メートルを乗じて得た面積以上の面積を確保すること。 (2) 粗大ごみ <u>規則第30条第1項第2号に該当する建築物にあっては、前号アからエまでを準用するほか、1か所について3平方メートル以上の面積を確保すること。</u> (設置届の提出)
第10条 建築物を建設しようとする者（以下「建築主」という。）は、規則第30条第2項に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）の提出に<u>あたり</u>、次に掲げる書類を添付するものとする。<u>なお</u>、立地法に基づく届出及び事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置届を提出するものは、添付書類を兼用することができる。 (1) 建築物の用途別床面積内訳書 (2) 容器数の算定の考え方 (3) 段置きの考え方 (4) 建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等を示したもの） (5) 建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図	第9条 建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、規則第30条第2項に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）の提出に<u>当たり</u>、次に掲げる書類を添付するものとする。<u>ただし</u>、立地法に基づく届出及び事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置届を提出するものは、添付書類を兼用することができる。 (1) 建築物の用途別床面積内訳書 (2) 容器数の算定の考え方 (3) 段置きの考え方 (4) 建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等を示したもの） (5) 建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図

改正前	改正後
(6) 建築物の各階平面図及び各階別部屋面積一覧表（各階が同じ場合は省略可） (7) 廃棄物保管施設、廃棄物持出場所、粗大ごみ持出場所の配置図（各階平面図で確認できる場合は省略可） (8) 廃棄物保管施設の平面図及び断面図（縮尺50分の1） (9) 廃棄物保管施設、廃棄物持出場所、粗大ごみ持出場所の面積算定図（求積図） (10) 敷地内通行経路がわかる図面及び転回場所がわかる軌跡図 (11) その他廃棄物保管場所の設置に関して区長が必要と認める図面等 2 建築主は、設置届を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請の前までに提出しなければならない。 （届出内容の変更） 第11条 建築主は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、改めて設置届を提出しなければならない。 （建築物完成後の調査） 第12条 区長は、当該建築物の完成後において、設置届に基づき廃棄物保管場所の調査を行うものとする。 2 区長は、廃棄物保管場所が届出内容と相違するときは、建築主に対して必要な措置を行うよう指導するものとする。 （保管場所等の措置命令） 第13条 規則第30条第4項の別に定める様式は、第1号様式とする。 付 則（平成12年8月4日 12足環清発第546号 環境部長決定） この要綱は、平成12年8月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。	(6) 建築物の各階平面図及び各階別部屋面積一覧表（各階が同じ場合は省略可） (7) 廃棄物保管施設、廃棄物持出場所及び粗大ごみ持出場所の配置図（各階平面図で確認できる場合は省略可） (8) 廃棄物保管施設の平面図及び断面図（縮尺50分の1） (9) 廃棄物保管施設、廃棄物持出場所及び粗大ごみ持出場所の面積算定図（求積図） (10) 敷地内通行経路がわかる図面及び転回場所がわかる軌跡図 (11) その他廃棄物保管場所の設置に関して区長が必要と認める図面等 （届出内容の変更） 第10条 建築主は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、改めて設置届を提出しなければならない。 （建築物完成後の調査） 第11条 区長は、当該建築物の完成後において、設置届に基づき廃棄物保管場所の調査を行うものとする。 2 区長は、廃棄物保管場所が届出内容と相違するときは、建築主に対して必要な措置を行うよう指導するものとする。 （保管場所等の措置命令） 第12条 規則第30条第4項に規定する書面は、別記様式とする。 付 則（平成12年8月4日 12足環清発第546号 環境部長決定） この要綱は、平成12年8月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

改正前	改正後
付 則 この要綱は、平成１６年５月１日から施行する。	付 則 この要綱は、平成１６年５月１日から施行する。
付 則 この要綱は、平成１６年１０月１日から施行する。	付 則 この要綱は、平成１６年１０月１日から施行する。
付 則 この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。	付 則 この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
付 則 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。	付 則 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
付 則 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。	付 則 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
付 則 この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。	付 則 この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
付 則（平成２２年３月２４日 ２１足環計発第２１９３号 環境部長決定） この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。	付 則（平成２２年３月２４日 ２１足環計発第２１９３号 環境部長決定） この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
付 則（平成２７年３月２４日 ２６足環ご発第１７５８号 環境部長決定） この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。	付 則（平成２７年３月２４日 ２６足環ご発第１７５８号 環境部長決定） この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
付 則（平成２８年３月９日 ２７足環ご発第１４１０号 環境部長決定） この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。	付 則（平成２８年３月９日 ２７足環ご発第１４１０号 環境部長決定） この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
	付 則（６足環ご発第 号 令和６年 月 日 区長決定） <u>この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。</u>

改正前		改正後	
別表 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 2 条関係） 反転コンテナの基準	
特殊仮装車両用反転コンテナの基準			
容 量	7 0 0 リットル	容 量	7 0 0 リットル
本 体	横 幅 1, 3 6 0 ± 1 0 ミリメートル	本 体	横 幅 1, 3 1 0 ～ 1, 3 7 0 ミリメートル
	奥行き 7 2 0 ± 1 0 ミリメートル		奥行き 6 4 0 ～ 6 7 0 ミリメートル
	高 さ 8 9 0 ± 1 0 ミリメートル		高 さ 8 8 0 ～ 1, 0 5 0 ミリメートル
傾倒軸	長 さ 1, 5 7 4 ± 1 0 ミリメートル	傾倒軸	長 さ 1, 5 7 4 ± 1 0 ミリメートル
	高 さ 6 8 5 ± 1 0 ミリメートル		高 さ 6 8 5 ± 1 0 ミリメートル
材質等	1 材質はFRP又は、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。 2 取り外しのできるふたが付いていること。 3 底部に、ストッパー付旋回車輪 4 個及び栓付の排水口が取り付けであること。 4 収集運転車両の傾倒装置との着脱が安全かつ容易に行えるものであること。	材質等	1 材質はFRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。 2 取り外しのできるふたが付いていること。 3 底部に、ストッパー付旋回車輪 4 個及び栓付の排水口が取り付けであること。 4 収集運転車両の傾倒装置との着脱が安全かつ容易に行えるものであること。

改正前	改正後																																																														
別表 2（第 6 条関係）	別表第 2（第 5 条関係）																																																														
<table> <tr> <th colspan="2">施設用途別廃棄物排出基準</th></tr> <tr> <th>施設の用途</th><th>1 日当たりの排出基準</th></tr> <tr><td>住宅</td><td>0. 8 0 kg／人</td></tr> <tr><td>事務所</td><td>0. 0 4 kg／㎡</td></tr> <tr><td>文化・娯楽施設</td><td>0. 0 3 kg／㎡</td></tr> <tr><td>店舗（飲食店）</td><td>0. 2 0 kg／㎡</td></tr> <tr><td>店舗（物品販売）・デパート、スーパー</td><td>0. 0 8 kg／㎡</td></tr> <tr><td>ホテル</td><td>0. 0 6 kg／㎡</td></tr> <tr><td>学校</td><td>0. 0 2 kg／㎡</td></tr> <tr><td>病院、診療所</td><td>0. 0 8 kg／㎡</td></tr> <tr><td>デイ・サービス施設、養護・有料老人ホーム</td><td>0. 0 6 kg／㎡</td></tr> <tr><td>特別養護・軽費老人ホーム、介護老人保健施設</td><td>0. 0 8 kg／㎡</td></tr> <tr><td>工場</td><td>0. 0 8 kg／㎡</td></tr> <tr><td>流通センター、倉庫、廃棄物中間処理施設</td><td>0. 0 6 kg／㎡</td></tr> <tr><td>駐車場</td><td>0. 0 0 5 kg／㎡</td></tr> <tr><td>鉄道駅舎</td><td>0. 0 0 5 kg／乗降客</td></tr> </table>	施設用途別廃棄物排出基準		施設の用途	1 日当たりの排出基準	住宅	0. 8 0 kg／人	事務所	0. 0 4 kg／㎡	文化・娯楽施設	0. 0 3 kg／㎡	店舗（飲食店）	0. 2 0 kg／㎡	店舗（物品販売）・デパート、スーパー	0. 0 8 kg／㎡	ホテル	0. 0 6 kg／㎡	学校	0. 0 2 kg／㎡	病院、診療所	0. 0 8 kg／㎡	デイ・サービス施設、養護・有料老人ホーム	0. 0 6 kg／㎡	特別養護・軽費老人ホーム、介護老人保健施設	0. 0 8 kg／㎡	工場	0. 0 8 kg／㎡	流通センター、倉庫、廃棄物中間処理施設	0. 0 6 kg／㎡	駐車場	0. 0 0 5 kg／㎡	鉄道駅舎	0. 0 0 5 kg／乗降客	1 施設用途別廃棄物排出基準 <table> <tr> <th>施設の用途</th><th>1 日当たりの排出基準</th></tr> <tr><td>住宅</td><td>0. 6 7 kg／人</td></tr> <tr><td>事務所</td><td>0. 0 4 kg／㎡</td></tr> <tr><td>文化・娯楽施設</td><td>0. 0 3 kg／㎡</td></tr> <tr><td>店舗（飲食店）</td><td>0. 2 0 kg／㎡</td></tr> <tr><td>店舗（物品販売）・デパート、スーパー</td><td>0. 0 8 kg／㎡</td></tr> <tr><td>ホテル</td><td>0. 0 6 kg／㎡</td></tr> <tr><td>学校</td><td>0. 0 2 kg／㎡</td></tr> <tr><td>病院、診療所</td><td>0. 0 8 kg／㎡</td></tr> <tr><td>デイ・サービス施設、養護・有料老人ホーム</td><td>0. 0 6 kg／㎡</td></tr> <tr><td>特別養護・軽費老人ホーム、介護老人保健施設</td><td>0. 0 8 kg／㎡</td></tr> <tr><td>工場</td><td>0. 0 8 kg／㎡</td></tr> <tr><td>流通センター、倉庫、廃棄物中間処理施設</td><td>0. 0 6 kg／㎡</td></tr> <tr><td>駐車場</td><td>0. 0 0 5 kg／㎡</td></tr> <tr><td>鉄道駅舎</td><td>0. 0 0 5 kg／乗降客数</td></tr> </table>	施設の用途	1 日当たりの排出基準	住宅	0. 6 7 kg／人	事務所	0. 0 4 kg／㎡	文化・娯楽施設	0. 0 3 kg／㎡	店舗（飲食店）	0. 2 0 kg／㎡	店舗（物品販売）・デパート、スーパー	0. 0 8 kg／㎡	ホテル	0. 0 6 kg／㎡	学校	0. 0 2 kg／㎡	病院、診療所	0. 0 8 kg／㎡	デイ・サービス施設、養護・有料老人ホーム	0. 0 6 kg／㎡	特別養護・軽費老人ホーム、介護老人保健施設	0. 0 8 kg／㎡	工場	0. 0 8 kg／㎡	流通センター、倉庫、廃棄物中間処理施設	0. 0 6 kg／㎡	駐車場	0. 0 0 5 kg／㎡	鉄道駅舎	0. 0 0 5 kg／乗降客数
施設用途別廃棄物排出基準																																																															
施設の用途	1 日当たりの排出基準																																																														
住宅	0. 8 0 kg／人																																																														
事務所	0. 0 4 kg／㎡																																																														
文化・娯楽施設	0. 0 3 kg／㎡																																																														
店舗（飲食店）	0. 2 0 kg／㎡																																																														
店舗（物品販売）・デパート、スーパー	0. 0 8 kg／㎡																																																														
ホテル	0. 0 6 kg／㎡																																																														
学校	0. 0 2 kg／㎡																																																														
病院、診療所	0. 0 8 kg／㎡																																																														
デイ・サービス施設、養護・有料老人ホーム	0. 0 6 kg／㎡																																																														
特別養護・軽費老人ホーム、介護老人保健施設	0. 0 8 kg／㎡																																																														
工場	0. 0 8 kg／㎡																																																														
流通センター、倉庫、廃棄物中間処理施設	0. 0 6 kg／㎡																																																														
駐車場	0. 0 0 5 kg／㎡																																																														
鉄道駅舎	0. 0 0 5 kg／乗降客																																																														
施設の用途	1 日当たりの排出基準																																																														
住宅	0. 6 7 kg／人																																																														
事務所	0. 0 4 kg／㎡																																																														
文化・娯楽施設	0. 0 3 kg／㎡																																																														
店舗（飲食店）	0. 2 0 kg／㎡																																																														
店舗（物品販売）・デパート、スーパー	0. 0 8 kg／㎡																																																														
ホテル	0. 0 6 kg／㎡																																																														
学校	0. 0 2 kg／㎡																																																														
病院、診療所	0. 0 8 kg／㎡																																																														
デイ・サービス施設、養護・有料老人ホーム	0. 0 6 kg／㎡																																																														
特別養護・軽費老人ホーム、介護老人保健施設	0. 0 8 kg／㎡																																																														
工場	0. 0 8 kg／㎡																																																														
流通センター、倉庫、廃棄物中間処理施設	0. 0 6 kg／㎡																																																														
駐車場	0. 0 0 5 kg／㎡																																																														
鉄道駅舎	0. 0 0 5 kg／乗降客数																																																														
別表 3（第 6 条関係）	2 部屋面積別人数																																																														
<table> <tr> <th colspan="2">部屋面積別人数</th></tr> <tr> <th>部屋面積</th><th>人員数</th></tr> <tr><td>～ 3 0 ㎡</td><td>1. 0 人</td></tr> <tr><td>～ 4 0 ㎡</td><td>2. 0 人</td></tr> <tr><td>～ 6 0 ㎡</td><td>3. 0 人</td></tr> <tr><td>6 0 ㎡超</td><td>4. 0 人</td></tr> </table>	部屋面積別人数		部屋面積	人員数	～ 3 0 ㎡	1. 0 人	～ 4 0 ㎡	2. 0 人	～ 6 0 ㎡	3. 0 人	6 0 ㎡超	4. 0 人	<table> <tr> <th>部屋面積</th><th>人員数</th></tr> <tr><td>～ 3 0 ㎡</td><td>1. 0 人</td></tr> <tr><td>～ 4 0 ㎡</td><td>2. 0 人</td></tr> <tr><td>～ 6 0 ㎡</td><td>3. 0 人</td></tr> <tr><td>6 0 ㎡超</td><td>4. 0 人</td></tr> </table>	部屋面積	人員数	～ 3 0 ㎡	1. 0 人	～ 4 0 ㎡	2. 0 人	～ 6 0 ㎡	3. 0 人	6 0 ㎡超	4. 0 人																																								
部屋面積別人数																																																															
部屋面積	人員数																																																														
～ 3 0 ㎡	1. 0 人																																																														
～ 4 0 ㎡	2. 0 人																																																														
～ 6 0 ㎡	3. 0 人																																																														
6 0 ㎡超	4. 0 人																																																														
部屋面積	人員数																																																														
～ 3 0 ㎡	1. 0 人																																																														
～ 4 0 ㎡	2. 0 人																																																														
～ 6 0 ㎡	3. 0 人																																																														
6 0 ㎡超	4. 0 人																																																														

改正前

改正後

3 容器数算定の基準

廃棄物の種類		排出される廃棄物の割合	収集間隔	重量
燃やすごみ		0. 6 2 6	4 日	1 5. 0 kg
燃やさないごみ		0. 0 1 7	1 4 日	1 5. 0 kg
プラスチック		0. 0 8 2	7 日	1 2. 0 kg
資 源	古紙	0. 1 9 6	7 日	5. 7 kg
	びん	0. 0 2 6	7 日	1 2. 5 kg
	缶	0. 0 1 3	7 日	3. 0 kg
	ペットボトル	0. 0 4	7 日	9. 3 kg

備 考

(1) 第5条第1項の規定により算出した値の小数点以下を切り上げて最低必要個数を算出する。

(2) 収集が予定通りに行われない場合等を想定した予備率を40%とし、第5条第1項で算出した値×1. 4で算出し、小数点以下を切り捨てる。

(3) (1)で算出した数値と(2)で算出した数値とを比較し、大きい方の数値を容器の必要個数とする。

別表第3（第5条関係） 容器1個当たりの必要面積

反転コンテナボックス（700ℓ）		1. 06㎡（0. 670m×1. 574m）
ポリ容器（60ℓ）	丸型	0. 36㎡（0. 6m×0. 6m）
	角型	0. 19㎡（0. 55m×0. 35m）
資 源	古紙	0. 07㎡（0. 23m×0. 31m）
	びん・缶	0. 2㎡（0. 37m×0. 54m）
	ペットボトル	0. 42㎡（0. 6m×0. 7m）

改正前	改正後															
	別表第 4 （第 5 条関係） 容器の段置きの方 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>棚なし</th><th>棚あり</th></tr><tr><td>燃やすごみ 燃やさないごみ プラスチック</td><td>1 段</td><td>2 段（下段に 1 段・上段に 1 段）</td></tr><tr><td>古紙</td><td>3 段</td><td>5 段（下段に 3 段・上段に 2 段）</td></tr><tr><td>びん・缶</td><td>4 段</td><td>3 段（下段に 2 段・上段に 1 段）</td></tr><tr><td>ペットボトル</td><td>1 段</td><td>2 段（下段に 1 段・上段に 1 段）</td></tr></table> 古紙は 4 5 個につき、カーゴプレスタ 1 台に変更することができる。 ペットボトルは 3 個につき、カーゴプレスタ 1 台に乗せることができる。 カーゴプレスタの大きさの目安 （単位 mm） 外寸 W 8 5 0 ～ 1, 1 0 0 D 6 5 0 ～ 8 0 0 H 1, 6 8 0 ～ 1, 7 1 0 内寸 W 7 9 0 ～ 1, 0 5 0 D 5 9 0 ～ 7 5 0 H 1, 4 6 0 ～ 1, 4 9 0	廃棄物の種類	棚なし	棚あり	燃やすごみ 燃やさないごみ プラスチック	1 段	2 段（下段に 1 段・上段に 1 段）	古紙	3 段	5 段（下段に 3 段・上段に 2 段）	びん・缶	4 段	3 段（下段に 2 段・上段に 1 段）	ペットボトル	1 段	2 段（下段に 1 段・上段に 1 段）
廃棄物の種類	棚なし	棚あり														
燃やすごみ 燃やさないごみ プラスチック	1 段	2 段（下段に 1 段・上段に 1 段）														
古紙	3 段	5 段（下段に 3 段・上段に 2 段）														
びん・缶	4 段	3 段（下段に 2 段・上段に 1 段）														
ペットボトル	1 段	2 段（下段に 1 段・上段に 1 段）														

改正前		改正後	
第 1 号様式（第 1 3 条関係）		別記様式（第 1 2 条関係）	
廃棄物保管場所等措置命令書		廃棄物保管場所等措置命令書	
年 月 日		年 月 日	
住 所 （法人の場合は主たる事務所の所在地）		住 所 （法人の場合は主たる事務所の所在地）	
氏 名 （法人の場合は名称及び代表者の氏名）		氏 名 （法人の場合は名称及び代表者の氏名）	
足立区長 印		足立区長 印	
足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 5 0 条第 3 項の規定により、下記のとおり廃棄物保管場所等の措置を命じます。		足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 5 0 条第 3 項の規定により、下記のとおり廃棄物保管場所等の措置を命じます。	
記		記	
1 措置命令の対象となる建築物		1 措置命令の対象となる建築物	
2 措置命令事項		2 措置命令事項	
3 措置命令理由		3 措置命令理由	
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、行政不服審査法の規定により足立区長に対して審査請求をすることができます。		1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に行政不服審査法の規定により足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。	
2 この決定については、この決定があったことを知った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、行政事件訴訟法の規定により足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長になります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。		2 この決定については、この決定があったことを知った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、行政事件訴訟法の規定により足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長になります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	